

沖縄県住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の供給を促進し、居住の安定を図ることを目的に、市町村に対し、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「住宅セーフティネット法施行規則」という。）、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成18年国住備第132号。以下「家賃対策調整補助金要綱」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、住宅セーフティネット法、住宅セーフティネット法施行規則、家賃対策調整補助金要綱に定めるところによる。

(補助金の交付)

第3条 県は、別表の第1項に掲げる補助対象事業に、同表第2項に掲げる経費を交付する市町村に対し、同表第3項に掲げる補助金を同表第4項の期間交付することができる。

2 別表に掲げる補助は、第5条の交付決定の時期にかかわらず、交付申請を行う年度の4月1日以降の事業に要する経費の額を補助の対象とすることができる。

3 補助金の総額の算定にあたっては、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金の交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとし、市町村は、次に定める書類を添えて当該年度の10月末までに県に提出しなければならない。（ただし、11月1日以降、新たに本事業に取り組む市町村の場合は、当該年度の3月1日までに提出しなければならない。）

- 一 事業計画書（第1号様式 別表）
- 二 市町村予算議決書等の写し
- 三 市町村から補助対象事業を行う者への交付決定通知書の写し
- 四 市町村が定める補助対象事業に係る交付要綱等の写し
- 五 知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第5条 県は、前条の補助金交付申請書を受理した場合は、規則第4条第1項の規定により、その内容を審査し、補助対象事業の目的及び内容等が適切であると認めるときは、補助金の交付を決定し、市町村に交付決定通知書により通知するものとする。

2 前項の規定は、交付決定の内容を変更した場合に準用する。

(事業内容の変更等)

第6条 市町村は、補助対象事業等の内容を変更(補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金額又は対象補助期間の変更を伴わない軽微な変更を除く。)しようとする場合、補助金変更交付申請書(第3号様式)へ次に定める書類を添えて、当該年度の3月1日までに県に提出し、承認を受けなければならない。

- 一 変更前の補助金交付申請書
- 二 変更前の事業計画書(第1号様式 別表)
- 三 変更前の県からの交付決定通知書
- 四 変更事業計画書(第3号様式 別表)
- 五 市町村から補助対象事業を行う者への交付決定通知書の写し
- 六 知事が必要と認める書類

2 市町村は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を県に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付申請を取り下げることができる期日は、交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとし、市町村は、その旨を記載した書面を県に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市町村は、規則第10条の規定による事業の遂行の報告を事業遂行状況報告書(第5号様式)により、交付決定後、毎会計年度各四半期(第4・四半期を除く。)ごとに、当該期間経過後10日以内に行うものとする。

(完了実績の報告)

第9条 市町村は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日(事業の中止又は廃止について県の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第12条に規定する完了実績報告を行わなければならない。

2 前項の報告は、完了実績報告書(第6号様式)によるものとし、次に定める書類を添付

するものとする。

- 一 完了実績報告内訳書（第6号様式 別表）
- 二 市町村が行った検査調書
- 三 市町村から補助対象事業を行う者への額確定通知書等の写し
- 四 知事が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 県は、前条の完了実績報告書等を受理した場合は、規則第13条の規定により、その内容を審査し、補助対象事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に補助金額確定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の通知を受けた市町村は、補助金交付請求書（第8号様式）を速やかに県に提出しなければならない。

（不適合等に係る報告）

第12条 市町村は、補助対象事業を行う者が規則第15条第1項若しくは第2項の規定に該当するとき又は家賃対策調整補助金要綱若しくは第16条に掲げる法令等に適合しないときは、不適合に係る報告書（第9号様式）により速やかに県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、第10条の規定による補助金額の確定があった後においても適用する。

（会計帳簿等の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（市町村に対する指導及び助言）

第14条 県は、市町村に対して、本事業の適正な執行のために必要な指導及び助言をすることができる。

（書類の提出）

第15条 この要綱により県に提出する書類は、1部とする。

（その他）

第16条 本事業の運営に関しては、この要綱によるほか、次の各号に定めることにより行

うこととし、その他事業の実施に必要な事項は別に定める。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年外総理府・建設省令第 9 号）

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 6 年 8 月 30 日から施行する。

別表

1 補助対象事業	家賃低廉化補助事業
2 補助対象経費	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃の低廉化を行う者に補助する費用（入居者が家賃対策調整補助金要綱第4第4項第一号ロ（2）の規定に該当する場合に限る。）
3 補助金の額	第2項に掲げる経費から家賃対策調整補助金要綱に基づく国の補助額を控除した額の2分の1以内の額。ただし、一の専用住宅において、1月あたり5千円を限度とする。（令和6年度に限り、第2項に掲げる経費の4分の3以内の額。ただし、一の専用住宅において、1月あたり15千円を限度とする。）
4 補助期間	管理開始から10年以内（ただし、令和6年度から開始し、継続して補助を受ける場合は、令和7年度から10年以内とする。）